

明治大学マーケティング研究会 OBOG 会 会則

第 1 条 (名称)

明治大学マーケティング研究会 OB・OG 会 (以下本会という) と称する。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図るとともに、明治大学マーケティング研究会 (以下サークルという) の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (会員資格)

会員資格は明治大学卒業時にサークルに在籍していた者とする。

第 4 条 (入会)

入会を希望する者は、氏名並びに卒業年度 (期) を記載の上、本会メールアドレスへ登録する。尚、すでに住所等を登録している者は入会したものとする。

第 5 条 (活動)

本会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- ①会員親睦のための活動
- ②サークルに所属する現役生並びにサークル活動支援
- ③会員名簿の管理、ホームページの更新
- ④その他本会目的達成のために必要と思われる活動

第 6 条 (運営委員会)

本会を運営するために運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は常時連絡を取り、必要に応じて委員会を開催し本会の活動方針を決定する。
- 3 運営委員は会員の中から運営委員会の推薦により就任する。
- 4 運営委員は任務遂行が困難になった場合、事務局に申し出て退任する。

第 7 条 (役員)

運営委員会に次の役員を置く。

- 会長 1 名、副会長 若干名、事務局 若干名、会計 1 名、監事 若干名
- 2 役員は運営委員の中から運営委員の互選により決定する。
 - 3 会長は対外的に本会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長の任務遂行が困難になった場合は職務を代行する。
 - 5 事務局は本会が円滑に運営されるよう業務を担う。
 - 6 会計は本会の資金を管理し、年度決算を監事に報告し監査を受ける。
 - 7 監事は本会の会計監査並びに本会活動の監査を行う。

第 8 条 (役員任期)

役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。

- 2 役員職務遂行が困難になった場合は、運営委員会を開催し対処する。

第 9 条 (総会)

総会は運営委員の合議に基づき適時に開催する。

- 2 総会は次の事項を審議し、出席者過半数をもって決議する。
 - ①本会会則の改正
 - ②本会会計、活動の承認
 - ③その他重要事項の決定

第 10 条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第 11 条(運営資金)

本会の運営資金は、次の収入をもってこれに充当する。

- ①諸事業の際に出席者等より臨時徴収する会費
- ②寄付金及びその他の収入

第 12 条(退会)

退会希望の会員は、事務局に申し出ることにより退会することができる。

2 会員が本会の名誉及び運営を著しく損ねた場合、運営委員会の決議によりその会員は退会とする。

第 13 条(補則)

本会則に明文のない事項については、すべて、運営委員会の協議によって決議し、総会において承認を得る。

第 14 条(附則)

本会則は、平成 30 年 11 月 23 日よりこれを実施する。

2 運営委員会設立当初の運営委員は、第 6 条 3 項の規定にかかわらず、創部 50 周年記念 OBOG 会準備委員とする。